

阿蘇地域元気再生支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、(公財)阿蘇地域振興デザインセンター(以下、「阿蘇DC」という。)と阿蘇管内7市町村及び山都町(旧蘇陽町)が一体となって、地域の元気再生による地域力向上をめざし、地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見、活用し、魅力ある地域づくりと地域の活性化を図ることを目的とした取り組みに対して助成を行なうものとする。

(助成対象事業)

第2条 前項の各事業は、次の基準に適合するものとする。

- (1) 地域づくりと地域の活性化に効果が発揮できるものであること。
- (2) 当該年度に確実に事業を完了するものであること。
- (3) 当該年度における新規事業であること。ただし、既存事業にあっても大幅な内容変更がある場合については、これを含めることができるものであること。

(事業の採択基準)

第3条 事業の採択基準は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自然や地域資源を活用することで、人々が地域の価値や景観・環境保全の意義を再認識し地域の特性を高めることを目的とした事業。
- (2) 地域の伝統行事や文化の保存、継承、また、新たな創出により、独自性と特色ある地域づくりを目的とした事業。
- (3) 農山村地域において自然、産業等地域の特性を利活用し体験型イベントやグリーンツーリズムの実施等を通じて地域の魅力を高めるために行う事業。
- (4) 地域の文化、自然、歴史、伝統、産業等を活用した継続性のあるイベント。
- (5) その他、独創的なイベント。
- (6) 商店街への集客や回遊性、滞留性の向上を目的とし、人々が商店街に足を運び、賑わいを創出するイベントや事業。
- (7) 商店街の個性や特徴を活用した統一シンボル、キャラクター等による演出で商店街の魅力を高めることを目的として工夫された事業。
- (8) 商店街の活性化を目的とした調査研究事業や商店主を対象とした研修会、勉強会等。
- (9) 地域の元気を取り戻すための復興に関する事業。
 - 2 新型コロナウイルス感染症対策に関する事業
- (10) その他、理事長が認める事業。

(助成対象団体)

第4条 助成対象団体は、次のとおりとする。

- (1) 阿蘇市・南小国町・小国町・産山村・高森町・南阿蘇村・西原村・山都町
- (2) 市町村が推薦する団体等

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、助成対象団体が助成事業を実施するために要する経費とする。

(助成金)

第6条 助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) 助成金の額は、一回の申請につき本事業の助成金予算総額の1/8を上限とする。
- (2) 助成金の額は、助成対象経費の60%以下とする。
- (3) 助成額に1,000円未満の端数があるときには、当該端数金額を切り捨てた額とする。
- (4) 1市町村(第4条第2項に規定する団体の所属市町村を含む)の助成総額は本助成金予算総額の1/8までとする。

(助成の申請手続き)

第7条 この要綱による助成を受けようとする市町村の長及び市町村が推薦する団体等は阿蘇DC理事長に助成申請書(別記様式1)に次に掲げる書類を添えて原則として事業実施予定日の1箇月前までに提出するものとする。

- (1) 事業計画書(別記様式2-1)
- (2) 収支予算書(別記様式3)
- (3) 助成対象団体の場合は所在する市町村の推薦状

(審査及び助成の決定等)

第8条 理事長は、必要に応じて専門家等の助言を受け、助成対象団体から提出された助成申請書等の内容を審査し、助成する事業及び助成金の額を決定するものとする。

- 2 前項により助成を決定した場合は、理事長はその旨を助成対象団体の長に助成金交付決定通知書(別記様式4)により通知するものとする。

(助成金概算払い)

第9条 前条の助成金交付決定通知を受けた助成対象団体は事業実施に当たり概算払いを受ける必要がある場合は、助成金概算払交付請求書(別記様式7)により、助成金の概算払いの請求ができるものとする。

- 2 概算払いの額は助成金決定通知書の助成額の80パーセント以内とする。ただし、事業内容等を審査し決定するものとする。

(事業内容の変更)

第10条 助成対象団体の長は助成の決定を受けた事業について、その内容を変更する必要がある場合には、理事長に変更報告書(別記様式8)に次に掲げる書類を添えて直ちに提出しなければならない。

- (1) 内容変更となった関係資料等
- 2 理事長は、助成金を変更した場合は、その旨を助成対象団体の長に助成金交付額変更通知書(別記様式9)により通知するものとする。

(実績報告等)

第11条 助成対象団体の長は、助成の決定を受けた事業を完了し、助成金の交付を受けようとするときは、理事長に実績報告書（別記様式5）に次に掲げる書類を添えて事業完了後1箇月以内に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式2-2）
- (2) 収支精算書（別記様式3を準用）
- (3) 制作したチラシ・パンフレット、事業の経過がわかる記録写真等
- (4) 領収書のコピー等、支出の明細の分かるもの
- (5) その他、理事長が必要と認める書類

(助成の取り消し)

第12条 理事長は、助成対象団体が次に掲げる各号のいずれかに該当することを認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成対象事業の全部又は一部を遂行できなかったとき。
- (2) 第1条の目的に添わなくなったとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。

2 理事長は助成金の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期日を定めてその返還を命じなければならない。

3 助成対象団体は、助成金の返還を命じられたときは、理事長に助成金を返還しなければならない。

(助成金の請求)

第13条 助成対象団体の長は、助成金を請求するときは請求書（別記様式6）を理事長に提出しなければならない。

2 助成金概算払いを受けた助成対象団体の長は、助成金を請求するときは請求額より助成金概算払いの額を差し引いた額とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 施行期日

- 1 この要綱は、平成20年5月26日から施行する。
- 2 平成22年4月1日一部改正。
- 3 平成24年4月1日一部改正。
- 4 平成25年4月1日一部改正。
- 5 平成26年4月1日一部改正。
- 6 平成28年5月1日一部改正。
- 7 平成29年4月1日一部改正。
- 8 令和元年12月2日一部改正。
- 9 令和2年5月29日一部改正
- 10 令和4年4月1日 一部改正